

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

第9期計画期間における保険料段階は、第8期計画期間から4段階引き上げ、応能負担を強めております。

また、保険料段階を国が標準としている13段階から17段階とすることにより、高所得者は基準よりも高い保険料とし、低所得者に対する負担の軽減を国の基準よりも拡大して実施しております。

合わせて、国の低所得者保険料軽減制度に基づき、本市における第1段階から第

3段階の保険料率について、国が示す最大限の引下げを行っており、低所得者に対する軽減措置の拡充を図っております。

なお、介護給付費準備基金を全額活用し、介護保険料の上昇を抑制しております。

【長寿課】

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

介護保険料の制度は、共助の性格がありますが、減免による補填は他の被保険者の介護保険料を押し上げる要因となりますので、減免制度の拡充については慎重に見極めていく必要があります。収入減少を理由とした既存の減免制度の拡充についても、近隣市の動向を踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

【長寿課】

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

本市においては、「刈谷市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業」により、低所得者の方の居宅サービスにかかる利用者負担を2分の1に軽減して、適正なサービス利用の促進を図っております。

【長寿課】

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

施設入所者の居住費、食費については、介護保険制度の中で住民税非課税世帯に対して負担限度額が定められているほか、社会福祉法人が運営する施設では収入等に応じて軽減する制度がありますので、現段階で本市独自の補助制度は考えておりません。

【長寿課】

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

現行相当のサービスが必要な人は、適切なプランニングによって、適正なサービス(現行相当の訪問型及び通所型サービス)を利用することができます。

報酬単価については、厚生労働省の告示をふまえて、地域の実情などを勘案しながら、定めてまいります。

【長寿課】

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

「特定地域サービス」及び「特定地域居宅サービス等事業」は、中山間地域や人口減少地域等、通常の介護サービス提供体制を維持することが難しい地域において、地域の実情に応じた介護サービス提供を可能にするための仕組みと認識しております。

本市においては、すぐに採用するものではありませんが、引き続き国の動向を

注視してまいります。

【長寿課】

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

介護保険制度で定める手続きに従い、適切に対応しております。軽度者（要支援1、要支援2及び要介護1と認定された方）への対象外種目の貸与は、厚生労働省からの通知により例外的に認められており、その具体的な手続きは、当該通知に定められているため、本市も通知に基づき運用しております。

【長寿課】

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

国が実態を調査把握した上で、統一した見解をもって取り組むべきものと考えており、訪問介護事業所に対して市独自で財政支援を行うことは、他職種との公平性の観点からも考えておりません。

なお、国において令和7年11月21日に閣議決定されました、「強い経済」を実現する総合経済対策」の中で、「介護分野の職員の処遇改善については、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえ、令和9年度介護報酬改定を待たずに、臨時で賃上げや改定が実施されております。

本市としましては、処遇改善加算の取得事業所数の増加に向け、引き続き制度の周知を行ってまいります。

【長寿課】

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

介護サービスの充実強化を図るため、第9期介護保険事業計画に位置付けている、認知症グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めております。施設整備目標の達成に向け、引き続き募集情報を発信するとともに、施設整備等に対する国の補助制度についても、広く周知を行ってまいります。

【長寿課】

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

特例入所は、入所希望者の状況について、愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針の要件に該当するかどうかを判断し、該当する場合に認めるものです。特別養護老人ホームからの申請に基づくものであり、本市において毎年申請を受け付けているため、特例入所の制度は周知されているものと考えております。

【長寿課】

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

本市では、令和7年度から、介護事業所などへの就職を希望する人と介護事業所などをつなげるマッチング支援を行っており、介護の資格や経験がある人だけでなく、調理員や事務員など、資格や経験がない人や短時間勤務を希望する人も募集しております。

介護に関する入門的研修の受講者への周知や、市民だよりへの掲載など、本制度を積極的に周知しております。

【長寿課】

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

事業所職員の配置基準は、国が実態を調査把握した上で、基準省令にて定めているものであるため、国が統一した見解をもって取り組むべきものと考えております。市独自の財政支援は考えておりませんが、本市においては、令和6年度から介護報酬に係る地域区分を4級地から3級地に引き上げており、財政的な支援につながるものと考えております。

【長寿課】

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

本市では、介護事業所の健全な運営を確保するため、事業所へ定期的に訪問し、人員や運営体制について運営指導を行っております。

【長寿課】

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

夜勤体制につきましては、関係事業所の職員が長寿課窓口にお越しになった際や、定期的に実施している運営指導の機会のほか、介護サービス事業者との情報交換会などで確認を行い、実態把握に努めております。

【長寿課】

★(5)高齢者福祉施策の充実

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

聴力機能の低下により日常生活に支障のある高齢者に対する難聴高齢者補聴器購入費助成制度を実施しております。

なお、無料検診事業の実施については考えておりませんが、他市の状況等を注視しつつ、調査、研究してまいります。

【長寿課】

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

要支援2又は要介護1以上で、市民税非課税世帯に属する高齢者に対しタクシー料金の一部を、要介護1以上で、車いす昇降機付車両などの特殊車両が必要な高齢者に対し介護タクシー料金の一部を助成しております。また、身体障害者手帳1～3級、下肢障害4級、療育手帳A・B判定又は精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けた障害者に対しタクシー料金の一部を助成しております。

【長寿課】

(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

認知症施策推進計画については、令和9年度策定の第10期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢福祉計画と一体のものとして策定する予定です。策定にあたっては、認知症基本法の基本的施策である認知症の人に関する国民の理解の増進や相談体制の整備、認知症の予防等の考え方を踏まえて行ってまいります。

【長寿課】

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

認知症高齢者等がはいかいにより行方不明になった場合に、関係機関等に情報提供することで早期発見を支援する行方不明高齢者等SOSネットワーク事業を実施しておりますが、この事業に事前登録した方は、個人賠償責任保険に加入することができ、保険料については市が負担しております。

【長寿課】

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

認知症の早期発見のため、高齢者がご自身のスマートフォンで脳の健康度を無料でセルフチェックできるデジタルツールを活用しており、市民だより等で利用者の募集を行っております。また、認知症予防セミナー等で本ツールを活用した認知機能検査を実施しております。

検査実施後には必要な方に、地域包括支援センター等の相談窓口の紹介や病院受診の勧奨などを行っております。

【長寿課】

(7) 第10期介護保険事業計画の作成

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

本市では、学識経験者や福祉関係者などで構成している刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画懇話会において、令和7年度に実施した高齢者等実態調査の結果及び第10期介護保険事業計画案を報告し、意見を聴取しております。また、本懇話会への傍聴を可能としているほか、議事録の公開、パブリックコメントの実施により、市民からの意見を聴取する体制を整えております。

【長寿課】

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

第10期介護保険事業計画の策定に当たっては、年齢別人口や認定率、介護保険サービスの利用状況を推計するとともに、高齢者等実態調査による高齢者及び介護事業所の意見を踏まえながら、介護保険サービスの質及び量の確保に努めてまいります。

【長寿課】

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

要介護1以上の認定を受けておりかつ認定基準（障害高齢者自立度A1以上など）に該当する方を障害者控除の対象としております。

前年に「障害者控除対象者認定書」を交付し、引き続き障害者控除の対象となる方については、認定書を個別に送付しております。

新たに該当になる方へは、要介護認定結果通知で、「要介護認定者は障害者控除の対象となる可能性がある」旨を記載して申請手続きを周知し、必要な人に認定書が届くよう運用しております。

【長寿課】

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市は県が算出した国民健康保険事業費納付金を納めるため、保険税率を設定しております。一人当たり医療費が年々増加する中、今年度から子ども・子育て支援金制度が始まり、保険税率を現状維持していくことは大変困難な状況にあります。引き続き、被保険者の負担に配慮しながら、適正な税額となるよう定めてまいります。

【国保年金課】

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

本市においては、平成24年度以降、令和5年度まで税率改正を行わず、令和5年度に基金を全額取り崩しております。また、剰余金についても、保険税率の引き下げに充てられる金額は残っておりません。

【国保年金課】

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

本市においては生活保護の受給者、身体障害者手帳又は療育手帳の所持者、ひとり親世帯などに対する減免のほか、傷病等により主たる生計維持者の収入が著しく減少したことに伴う減免制度を設けており、現行の制度で減免が必要な世帯についてはある程度カバーできていると考えております。

また、県下保険税が完全統一された際に減免制度についても県下で統一される方針であるため、現行制度の改正については、今後の方針を注視してまいります。

【国保年金課】

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

地方税法の改正により、令和9年4月1日より18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る国民健康保険税の均等割額の5割軽減が実施されます。以降の軽減拡充についても、引き続き、動向を注視してまいります。

【国保年金課】

- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

収入減少を理由とした減免は、特別な事情により所得が前年と比べて急激に減少した世帯に対し、前年の所得に応じて賦課される所得割額の負担を軽減するためのもので、この減免以外にも非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減措置を行っているため、現行の減免制度と併せて必要としている方に対してある程度カバーできているものと考えております。

また、県下保険税が完全統一された際に減免制度についても県下で統一される方針であるため、現行制度の改正については、今後の方針を注視してまいりたいと考えております。

【国保年金課】

★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

令和6年12月2日以降は短期被保険者証を発行できなくなったことから、滞納者の現状把握や納付相談の機会を新たに確保する必要があります。特別療養費の運用については、近隣市の運用状況を注視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

【国保年金課】

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

国民健康保険税の滞納者と接触が取れた際は、詳しく生活状況等を聞き取り、納税相談に応じるとともに、生活困窮状態の方に対しては、滞納処分の停止判断を行うなど柔軟に対応しております。

【納税課】

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

滞納者への差押えについては、文書及び電話での納付催告に全く応じない者や納付約束の不履行を繰り返す者に対して執行しておりますが、滞納処分によって生活困窮になる可能性がある者に対しては、生活状況を聞取りのうえ、処分の停止判断を行うなど柔軟に対応しております。

【納税課】

★(4)保険料(税)の統一への対応

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

県内保険料(税)の統一により、高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料(税)の変動を抑えることができるほか、県内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)水準となるため、被保険者にとって必ずしもデメリットになるとは言えません。

被保険者数が年々減少する中、国民健康保険を安定的に運営するため、県下市町

村で支え合う体制を強化することにつながるため、一概に反対とは言えません。

【国保年金課】

- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

今年7月に都道府県国民健康保険運営方針策定要領が改定され、原則として令和15年度までに県下保険税の完全統一を達成するよう明記されております。

今後の保険税率や減免制度の改正にあたっては、被保険者が混乱することのないよう、県下保険税の完全統一に向けた動向を注視しながら検討してまいります。

【国保年金課】

(5)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

傷病手当金、出産手当金の創設については、年金等を主な収入とする被保険者が多く加入する国民健康保険においては、被保険者間の公平性を損なうとともに、保険税のさらなる引き上げにつながることから、考えておりません。

また、出産に対しては、出産育児一時金の支給や産前産後期間に係る国民健康保険税の減額措置が行われていることから、手当金の追加支給は考えておりません。

【国保年金課】

(6)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

一部負担金の減免制度につきましては、災害により住宅又は家財に一定以上の損害が生じた世帯や、傷病、失業等により当該年中の総所得金額等が2分の1以下に減少する見込みの世帯、生活保護基準において算出した基準生活費に1,000分の1,155を乗じて得た額までに該当する世帯に対し適用しております。

【国保年金課】

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

制度の周知につきましては、ホームページで行い、お問い合わせいただいた際に認定基準や申請手続き等をより丁寧にご説明しております。

【国保年金課】

★(7)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

国民健康保険法において、被保険者が「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に資格確認書を交付することとされており、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるかを一切考慮せず、一律に資格確認書を交付することは認められないと国の通知に記載されております。

なお、マイナ保険証や資格確認書を持参せず受診し、医療機関等の窓口で一旦10割負担した場合、国保窓口で療養費の申請をしていただくことで、自己負担額

との差額である7割もしくは8割をお返ししております。

【国保年金課】

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

最低生活の保障を具現化する生活保護制度については、国による基準改定を踏まえて適切に対応してまいります。

【生活福祉課】

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

生活保護制度を適正に理解していただくため、相談を行い、申請意思を確認したうえで必要な人に申請書を配布しております。

【生活福祉課】

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

本市ホームページ及び生活保護のしおりに「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」と明記しております。

【生活福祉課】

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

住居のない人が相談に訪れた場合は、愛知県生活保護制度運営研究会のルールに則り適切な保護の実施機関で保護を適用するものと承知しております。

また、本市における相談対応では、住居のない人に対し、施設入所だけでなく居宅の確保についての選択肢も提示しております。対応の結果、相談者が希望された場合にのみ施設入所を検討していただいております。

なお、刈谷市内に生活保護施設はありません。

【生活福祉課】

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

生活保護制度では、エアコンの購入は保護費のやり繰りによって計画的に購入することとなっていますが、平成30年6月27日付の厚生労働省からの通知により、特別な事情がある場合に限り支給することを認められたため、支給対象者には購入の案内を行い、エアコンの設置をしています。

また、支給対象外の人には、購入の意向を確認し、必要に応じて購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の貸付けの利用を案内しています。

なお、生活保護制度は国の制度であることから、エアコンの購入費用や電気代の助成を市が独自で支援をする考えはありません。

【生活福祉課】

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

扶養義務者への扶養照会については、生活保護法に基づき、厚生労働省からの通知及び事務連絡を踏まえて実施しております。

具体的には要保護者からの聞き取り等により、「扶養義務の履行が期待できる」と判断される人に対して照会しており、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される人には、基本的に照会を行わない取扱いをしております。

扶養義務の履行が期待できない人の判断を適切に行うために、丁寧に生活歴等を聞き取り、寄り添った対応を行えるよう一層配慮してまいります。

【生活福祉課】

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

自動車の使用について、実施要領等に定める要件を満たすことにより、保有を容認できる場合もあります。自動車保有の認否については、被保護者や申請者の個別事情に配慮するため、生活状況を詳細に聴取し、個々のケースの状況と自動車保有の要件を具体的に照らし合わせながら、組織的に決定しております。

【生活福祉課】

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

高齢者数の増加とともに被保護者数の増加が見込まれます。その推移を注視しながら、今後もケースワーカーの担当世帯数が適切になるよう努めます。

【生活福祉課】

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

令和8年8月時点で女性ケースワーカーは配置されていません。人員配置につきましては人事部局などと連携し、適切に対応してまいります。

なお、女性の相談には女性職員が対応することや女性宅の訪問には女性職員が同伴することなど、状況や必要性に応じた対応を心がけております。

【生活福祉課】

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

窓口での対応は社会福祉士または社会福祉主事の有資格者が対応するよう努めております。

また、資格がない職員に対しては社会福祉主事資格認定課程に参加させております。

その他、毎年愛知県が実施する生活保護関係の研修をはじめ、国等が実施する実務者研修、全国研修にも積極的に参加し、職員の質の向上を図っております。

なお、ケースワーカーの外部委託化については、国による協議の結果、家庭訪問や保護費の決定などのケースワーカーの中核業務は外部委託できないと整理されたものと認識しております。

【生活福祉課】

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

就労支援は専門性があることから、本市では公共職業安定所での就労経験がある者が就労支援を実施しております。引き続き公共職業安定所と連携して対応してまいります。

【生活福祉課】

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

最高裁判決に伴う追加給付につきましては、国の法令等を踏まえて、遅滞なく適切に支給事務を行ってまいります。

また、認知症や障害がある方に対しても丁寧な説明を心がけて対応してまいります。

【生活福祉課】

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

本市においては、自立相談支援業務を直営で行っており、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係部署と連携を図りながら支援策を講じております。

また、自立相談支援業務を行う係と生活保護業務を行う係が同じ部署に配置されているため、生活保護が必要な人が適切に生活保護を受けられるような体制が整っております。

【生活福祉課】

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

本市においては、生活困窮者自立支援制度における任意事業をすべて実施しております。また、制度の周知につきましても、しおりの作成やホームページの掲載を行っております。

【生活福祉課】

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

これまでに、国の総合経済対策に基づき、物価高騰による負担の増加を踏まえた、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、負担を軽減するために給付金を支給してまいりました。現在は、生活にお困りの方の生活を支えるた

め、新たな食糧支援の取り組みとして、庁舎内を含めた複数箇所にフードドライブポストを設置し、支援を必要とする方へ食料の支援を行っております。

【生活福祉課】

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

低所得世帯の人に対してエアコンの購入への意向を確認し、必要に応じて購入に向けた家計改善の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の貸付の利用の案内をしてまいります。

【生活福祉課】

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

県内各市町村の福祉医療制度は、愛知県による補助事業もあることから、他県に比較して充実していると捉えております。

制度の拡充にあたっては、県や近隣市の動向を注視しながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

また、入院時食事療養の標準負担額の助成につきましても、県や近隣市の動向を注視しながら、慎重に対応していきたいと考えております。

【国保年金課】

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

本市の子ども医療費助成制度では、18歳年度末までを対象に助成しており、保険診療分に係る窓口負担はありません。

【国保年金課】

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

本市の精神障害者(全疾病)医療助成事業では、精神障害者保険福祉手帳1級、2級を対象に全疾病において、助成しており、保険診療分に係る窓口負担はありません。

また、本市の精神障害者(自立支援医療)医療助成事業では、県の自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定を受けた方を対象としており、精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持していない方も対象に含まれております。

【国保年金課】

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

本市の後期高齢者医療費給付事業では、県の補助対象である心身障害者医療、精神障害者医療及び母子家庭等医療の対象者等に加え、市単独事業として市民税非課税の単身世帯も対象としております。

【国保年金課】

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

妊産婦医療費助成制度は、妊娠期から継続する支援の一環であると考えますが、現状、地方自治体による単独事業となるため、限られた財源の中で、妊婦健康診査等も考慮しつつ、県や近隣市の動向を注視しながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

【国保年金課】

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

教育・学習支援への取り組みについては、母子及び父子並びに寡婦福祉法や生活困窮者自立支援法に基づき、刈谷市中央図書館において毎週土曜日に学習支援事業を実施しております。

また、総合文化センターにおいて、毎週火曜日と木曜日の週2回、中高生の居場所づくり事業を実施しており、その運営をNP Oに委託しております。平成29年9月からは同事業の一環として、自主学習を中心とした学習支援を開始しております。

【子育て推進課・生涯学習課・生活福祉課】

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

こども家庭相談体制につきましては、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目のない対応ができるよう、令和7年4月から「こども家庭センター」を設置しております。

こども家庭センターの構成としては、センター長に次世代育成部長を充て、子育て推進課長及び子育て支援課長のほか、統括支援員に子育て推進課課長補佐を指名し、以下、子育て推進課の職員6名、子育て支援課の職員18名を兼務の職員として任命しています。このうち専門職については、保健師20名、保育士1名となっています

【子育て推進課】

(2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

所得の審査基準は、生活保護基準ではなく児童扶養手当の認定基準を目安としておりますが、収入状況の急変により困窮している世帯には、申請理由を確認のうえ、実態に応じた審査をしております。

【学校教育課】

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

本市では、通信環境が整っていない家庭に対し、Wi-Fiルーターの貸し出しを行い、通信費は市が負担しています。そのため、保護者負担は発生しておりません。クラブ活動費、卒業記念品等その他の支給内容の拡充は、近隣市の動向な

どを踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

【学校教育課】

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

申請の受付は、学校と市の窓口のどちらでも受け付けております。年度途中の申請についても随時受け付けており、保護者宛てメール配信で周知しております。さらに、就学援助制度自体についても、市のホームページや発行物をはじめ、入学説明会やPTA総会、保護者説明会で全学年の保護者へ案内文を発出するなど、周知徹底に努めております。

【学校教育課】

★(3)義務教育無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

小学校においては令和8年度より給食費が無償になりましたが、中学校においても小学校と同様に国の財政負担による全国統一の制度として継続的に導入してほしいと考えております。

【教育総務課】

- ②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

本市では、教材費や修学旅行費に対する補助等の実施により、保護者の経済的負担軽減を図る取り組みを行っております。また、制服に対する補助の実施はしておりませんが、保護者の経済的負担軽減策について、国や近隣市の動向に注視してまいります。

【学校教育課】

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

- ①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

子ども・子育て支援法の規定に基づく運営基準により、食事の提供に要する費用を保護者から受ける旨が規定されているため、幼児園及び保育園の給食費については保護者の皆様の御負担を原則とし、現時点では一律に無料とすることは考えておりません。

なお、本市では、国で定める副食費の免除対象者に加え、18歳未満の児童で数えて第三子以降の子どもも免除対象としており、副食費のみでなく主食費も免除しております。

また、近年の物価高騰による食材費等の上昇分につきまして、現在、給食の質を維持しながら、給食費の値上げを行わず、保護者負担の軽減に努めております。

【子ども課】

- ②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

現在、保育園・乳児園では自園調理を実施しております。一方、幼児園は各施設に調理設備がないため学校給食センター等からの外部搬入としており、現時点では、施設改修も考えておりません。

今後も自園調理、外部搬入に関わらず安全かつ適切な給食提供に努めてまいります。

【子ども課】

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

本市では、公立保育所については、従来から3歳児15対1、4・5歳児25対1、1歳児5対1の配置基準で行っております。私立保育所についても、同様の配置基準となるよう、各保育所において努めていただいております。

0・2歳児も含めた自治体独自の改善については、今後の保育需要などを踏まえ、総合的に判断してまいります。

【子ども課】

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

これまで指定管理者により管理運営を行ってきた、刈谷市立おがきえ保育園及びあおば保育園について、今後必要とする保育サービスを拡充等する財源を確保するために補助制度の対象となる私立園に移行します。

認可保育所の整備については、令和8年度に認可保育所を1か所開設し、さらに10年度に認可保育所1か所を新設する予定です。

育休退園の廃止に当たっては、保護者の就労や介護などの保育要件で入園を希望される方とのバランスを考慮する必要があります。その上で本市においては、令和8年度から、上の子の卒園までに復職する場合に育児休業を取得後も継続して在園できる年齢を、3歳児以上から2歳児以上に緩和しました。

【子ども課】

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

保育施設等への指導監査につきましては、県の実地による指導監査時に市の中でも保育業務を熟知している担当者が同行し、指導、相談体制をとっており、状況に応じて、保育士であり園長経験のある職員も同行する対応を取っております。

【子ども課】

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

令和8年度より、公立園2園で実施しております。事業と実施の認可については基準を満たしているか適切に判断してまいります。

実施にあたっては、市と認可事業所との連携を密にし、事業所から定期的な報告を求めること、また、設備運営基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等を行い、市の責任で指導・援助を行ってまいります。

現在のところ、実施に向けた環境整備及び職員配置のための市独自の補助を行う予定はございません。

【子ども課】

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

市独自の手当としまして、心身障害者扶助料又は市の指定疾病にて治療されている方へ難病疾患見舞金を支給しており、現在のところ増額する予定はありません。

【福祉総務課】

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

グループホーム等の施設整備計画は作成してありませんが、障害福祉計画において必要な障害福祉サービス見込量を定めており、次期計画の策定に向けて必要なサービス量を検討していくほか、当事者へのアンケートを実施して実態の把握に努めております。また、グループホームの拡充を図るため、土曜日、日曜日及び祝日における運営費補助を実施しております。

【福祉総務課】

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

グループホームにおける補助については、土曜日、日曜日及び祝日における運営費に対する補助を実施しておりますが、現在のところ増額する予定はありません。

【福祉総務課】

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

夜間の職員体制等の制度見直しについては、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会において議論されており、国が統一した見解をもって取り組んでいますので、市独自の補助制度は考えておりません。国から示された方針に基づいて適切に対応してまいります。

【福祉総務課】

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1)居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

障害者・児の福祉サービスは、障害のある人の個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、申請者が生活するために必要な支給量を決定しております。余暇活動には、利用者の状況等に応じて柔軟に実施できる、地域生活支援事業のサービスを利用することもできます。

【福祉総務課】

- 2)住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

居宅介護、重度訪問介護等については、障害福祉計画においてサービス見込量を定め、サービス提供体制の確保に努めております。今後も利用実績やニーズを把握し、次期計画の策定において必要なサービス量を検討するとともに、事業者の参入に向けて、事業者から施設整備等についての相談等があれば、関係機関との調整等の支援を行ってまいります。

【福祉総務課】

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

現時点で報酬単価を見直す予定はありませんが、近隣市の動向等を踏まえ、調査研究してまいります。

【福祉総務課】

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

各年代での健診等を通じて、障害のある児童やその家族の状況を把握し、相談支援事業所等につないでいます。また、利用ニーズや地域の状況、事業者の参入意向等を踏まえつつ、障害児福祉計画に基づき、必要なサービス提供体制の確保に努めております。

【子ども課・福祉総務課】

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

市が運営している施設として、児童発達支援センターであるしげはら園があります。障害福祉サービスでは、食事の提供に係る費用は実費負担が原則であるため、現在、しげはら園では暫定的な措置として給食費を市が負担しておりますが、今後は地域の園と同様の取扱いをさせていただく予定となっております。

【子育て支援課】

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

障害児相談支援を含む相談支援体制については、基幹相談支援センターを中心として、市内の相談支援事業所と連携し、相談支援専門員の確保及び資質向上に取り組んでおります。第8期刈谷市障害福祉計画及び第4期刈谷市障害児福祉計画の策定に当たっては、セルフプランの状況や相談支援のニーズを把握し、必要な相談支援体制について検討してまいります。

【福祉総務課】

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

本市では障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に関する通報、届出を受け付けるとともに、障害者虐待に関し、相談、指導、助言を行い、また、虐待防止に関する広報、啓発活動を行っております。

【福祉総務課】

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

障害者の社会生活及び日常生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）第7条において、「介護保険法の規定による介護給付のうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは、自立支援給付は行わない」と規定されております。

なお、就労系障害福祉サービスや自立訓練（生活訓練）は、障害固有のサービスであるため、65歳以降も介護保険サービスに移行することなく、個々のサービスの支給決定の要件の範囲内でサービス利用が可能となります。

また、介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量では十分なサービスが受けられない場合には、障害福祉サービスを利用することができるケースもあるため、個々の障害者の障害特性を考慮した上で、必要な支援が受けられるよう対応しています。

【福祉総務課】

7. 予防接種

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種の自己負担額は3,500円、带状疱疹予防接種の定期接種の自己負担額は、ビケンは2,500円、シングリックスは1回6,500円としており、市民税非課税世帯に属する人又は生活保護受給世帯等に属する人は無料としております。

【健康推進課】

- ★②流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

50歳以上を対象とした带状疱疹ワクチンは、令和3年8月から助成を実施しており、定期接種化以降も、継続して助成を実施しております。

また、高齢者肺炎球菌の2回目のワクチン及び高齢者を対象としたRSウイルスワクチンの任意接種の助成については、今後、国の動向や他自治体の取り組み状況を注視してまいります。

おたふくかぜワクチンは、平成31年度から助成回数を2回で実施しております。

子どものインフルエンザワクチンについては、臨時措置として令和2年度から実施しております。

男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種については、今後、国の動向や他自治体の取り組み状況を注視してまいります。

【子育て支援課・健康推進課】

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

産婦健康診査は、平成31年度から助成回数を2回に拡充しております。

【子育て支援課】

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

5歳児健康診査については、令和7年度に5歳児健康診査検討委員会を設置し、本市での実施方法、内容等に関することや、関係機関の連携体制の構築等について協議・検討してまいりました。

令和9年度より、集団健診のひとつである二段階方式にて実施する予定です。

【子育て支援課】

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

妊産婦歯科健康診査については、市内歯科医療機関での個別健診を実施しており、妊婦で1回、産婦で1回それぞれ受診できるようにしております。

また、産婦歯科健康診査の際、生まれた子どもの歯科健診の受診を希望された場合、同時に無料で行えるようにしております。

【子育て支援課】

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

保健センターでは、歯科衛生士を2名配置しております。

【健康推進課】

9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

本市には公立病院はありません。

【健康推進課】

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

市独自で医師の配置はありませんが、医師会に協力いただき保健医療福祉等の業務を行っております。また、保健師、看護師及び歯科衛生士を正規職員として雇用しております。

なお、医療従事者向けの奨学金制度は現時点では市として考えておりません。

【健康推進課】

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

全国市長会がとりまとめた「国民健康保険制度等の改善強化に関する重点提言」の中に、「国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化に向けた見直しを図るとともに、必要な措置を講じること」等を盛り込み、要望しておりますので、市独自に意見書を提出することは考えておりません。

【国保年金課】

- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

国民年金等の手続きなどの改善についての要望書は、市が加入している愛知県都市国民年金協議会を経由し、全国都市国民年金協議会から厚生労働大臣あてに毎年提出しておりますので、市として意見書の提出は考えておりません。

【国保年金課】

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

国庫負担の割合を含めた介護保険制度の見直しについては、国の諮問機関である社会保障審議会において議論されるものであり、引き続き議論される内容について注視してまいります。また、本市の意見や要望については、全国市長会等を通じ、必要に応じて提言してまいりたいと考えております。

【長寿課】

- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

介護・福祉労働者の夜勤の労働環境については、職員配置基準や報酬制度を含め、国が実態を調査把握した上で、基準省令にて定めているものであるため、国が統一した見解をもって取り組むべきものと考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

【長寿課】【福祉総務課】

- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

介護・福祉労働者の処遇改善につきましては、国の社会保障審議会で審議され、サービス報酬が改定されます。

国において令和7年11月21日に閣議決定されました、「強い経済」を実現する総合経済対策」の中で、「介護分野の職員の処遇改善については、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえ、令和9年度介護報酬改定を待たずに、臨時で賃上げや改定が実施されており、職員の処遇改善に取り組んでいるものと考えておりますので、意見書等の提出は考えておりません。

【長寿課】【福祉総務課】

- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

全国市長会がとりまとめた「高齢者福祉施策等の充実に関する提言」の中に「加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設」を盛り込み、要望しておりますので、市として意見書の提出は考えておりません。

【長寿課】

- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

全国市長会がとりまとめた「こども・子育て施策の充実強化に関する重点提言」の中に「全国一律の子どもの医療費助成制度の創設」を盛り込み、要望しておりますので、市として意見書の提出は考えておりません。

【国保年金課】

⑧中学校の給食費を無償にしてください。

学校給食費の無償化について、令和９年度の国の予算・施策に関する要望を提出する予定です。

【教育総務課】

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

障害者・児の「暮らしの場」については、国が訪問系支援、日中活動系支援、居住支援などさまざまな支援サービスを提供しており、現時点では国に対する意見書の提出は考えておりません。

【福祉総務課】

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

国民健康保険制度の都道府県単位化などの改正を踏まえ、限られた財源の中で、県において判断するものと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

全国市長会がとりまとめた「高齢者福祉施策等の充実に関する提言」の中に「加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設」を盛り込み、要望しておりますので、市として意見書の提出は考えておりません。

【長寿課】

③子どもの医療費助成制度を１８歳年度末まで実施してください。

全国市長会がとりまとめた「こども・子育て施策の充実強化に関する重点提言」の中に「全国一律の子どもの医療費助成制度の創設」を盛り込み、要望しておりますので、市として意見書の提出は考えておりません。

【国保年金課】

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

無償化は国の財政負担による全国統一の制度であるべきと考えており、愛知県に対する意見書等の提出は考えておりません。

【教育総務課】

⑤地域に必要な病床を確保してください。

地域の必要な病床数は、県の西三河南部西医療圏において、効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指し、調整や検討を行っており、市も協議を行う機会に参加しております。

【健康推進課】

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために創設された財政支援制度です。愛知県が策定する事業計画に基づき、対象事業が定められており、病床機能の分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保、勤務環境の改善などが目的とされております。介護職員の処遇改善につきましては、基金の目的と異なる点もあることから、活用の是非については、国が統一した見解を持って示していくものであると考えております。

本市としましては、示された事業計画に基づき適切に対応してまいります。

【長寿課】

以上